

報告第 28 号

平成 15 年 9 月 25 日承認

建設部会道路維持分科会の事務事業調整方針について

建設部会道路維持分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 15 年 9 月 25 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

報告第28号

協 議 会 報 告 項 目

建 設 部 会

道路維持分科会 11-3

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
11 - 3 - 1	道路復旧(緊急を含む)業務	6/19			7/3	
11 - 3 - 2	道路パトロール業務	6/19			7/3	
11 - 3 - 3	道路の維持(認定道路・認定外道路・赤道等)及び施設の修繕	6/19			7/3	
11 - 3 - 4	屋外広告物除去作業	6/19			7/3	
11 - 3 - 5	交通安全施設の整備	6/19			7/3	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	建設部会
関係項目		分科会	道路維持分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 道路復旧(緊急を含む)業務	<p>・ひび割れ等が著しい危険な道路の簡易舗装等を現業職員(36人)で対応しているが、職員だけではすぐに対応出来ない道路について業務委託している。</p> <p>舗装道補修 約230件 側溝等排水関係 約150件 草刈り 約250件 側溝清掃土砂収集等 約160件</p> <p>・雪水対策は、職員にて対応。</p>	<p>・道路補修を計画的に工事により、発注している。なお、突発の通報があった場合も含めている。</p> <p>舗装道補修 80件 側溝等排水関係 9路線 草刈り 40路線(業者委託) 側溝清掃土砂収集等 60件</p> <p>・雪水対策については、「塩か」を地域に配布し、地元で対応。又職員対応有り。</p>	<p>・ひび割れ、陥没等で簡易な補修は、職員が簡易舗装材で対応しているが、職員だけでは対応できないものについては、業者に発注している。</p> <p>舗装道補修、排水関係、草刈り関係、道路上の障害物の撤去作業など。</p> <p>舗装道補修 15件 側溝等排水関係 約20件 草刈り(業者)約10件 側溝清掃土砂収集等 約5件</p> <p>・雪水対策は、職員にて対応。</p>	<p>・ひび割れ等が著しい危険な道路の簡易舗装等を職員で対応しているが、職員だけではすぐに対応出来ない道路について業務委託している。</p> <p>舗装道補修 約10件 側溝等排水関係 約5件 草刈り(地元へ委託)約9件</p> <p>・雪水対策は、町の実施要領により町内業者に依頼。出来高払い。(凍結防止剤は町倉庫に蓄積)県道が実施すれば、町も実施する運びとなっている。</p>	<p>・小規模な修繕などは建設課職員で対応。対応できないものについては、業務委託をしている。</p> <p>舗装補修 7件 側溝等補修 8件 草刈り(業者)1路線、(他にシルバー人材センター委託、地元自治会委託有) 側溝清掃等 2件</p> <p>・雪水対策として幹線道路は業者、集落内の道路については各地区の区長と委託契約をかわしている。</p>	<p>・穴あき等緊急に補修の必要性があるところについては、職員にて応急処置をしている。通常は、業者に委託している。</p> <p>舗装道補修 約40件 側溝等排水関係 約15件 草刈り(人材センター委託)約35件、地元自治会へ助成金有側溝清掃土砂収集等(人材センター委託) 約12件</p> <p>・雪水対策は、職員にて対応。</p>
2 道路パトロール業務	<p>パトロール班、道路舗装班、緊急補修班、側溝補修班の4班体制で、市民等からの苦情等に対応している</p>	<p>パトロール体制はとっていないが、市民等の通報により、現地を確認し、補修が必要な場合は、「道路維持補修事業」により対応している。尚、随時、職員がパトロールを行っている。</p>	<p>道路パトロールを定期的には行っていないが、一般町民、自治会長等から要望もしくは苦情があった案件については、現場確認等を行い、必要な対応を行っている。</p>	<p>経常的には業務は実施していないが、被害が予想される場合や降雪時に実施している。災害調査も兼ねる。</p>	<p>パトロール体制はとっていないが住民からの苦情及び役場職員が通勤時等で見つけたものを建設課に報告し対応する。</p>	<p>建設課職員4人で定期的にはパトロールし、町民からの通報、苦情等に対応している。また、郵便配達者にパトロール業務を委託している。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 新市に移行後速やかに調整する。(合併後1年程度) 2. 新市に移行後速やかに調整する。(合併後1年程度)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>・ひび割れ等が著しい危険な道路の簡易舗装等を業務委託している。</p> <p>舗装道補修 約50件 側溝等排水関係 約30件 草刈り (業者)1件、(老人クラブ)1件 側溝清掃土砂収集等 約5件</p> <p>・雪水対策は、職員にて対応。</p>	<p>・穴あき等緊急に補修の必要性があるところについては、職員にて応急処置をしている。</p> <p>舗装道補修 約50件 側溝等排水関係 約20件 草刈り 約10件、(人材センター委託)2件 側溝清掃土砂収集等 約20件</p> <p>・雪水対策は、職員にて対応。</p>	<p>・ひび割れ等が著しい危険な道路の簡易舗装等を現業職員(1人)で対応しているが、職員だけではすぐに対応出来ない道路について業務委託している。</p> <p>舗装道補修 約100件 側溝等排水関係 約20件 草刈り (業者)1件・(自治会)5件 側溝清掃土砂収集等 5件</p> <p>・雪水対策は、直営と業務委託(県に合わせて町道ごとに路線で業者に委託する)にて対応。</p>	<p>・入札による ・緊急なものは随契(見積もり)街路灯(村管理)はない</p> <p>維持工事 26件 草刈り 幹線2路線入札、13路線地元委託 奉仕作業あり</p> <p>・雪水対策は実施要領を定めている。 ・住民の協力及び職員を配備し対応 ・幹線2路線は業者委託 ・融雪剤の支給</p>	<p>市域も広がるため、直ぐに一本化することは難しいと考えられるので、当面現行のとおりとし、速やかに調整する。(合併後1年程度)</p>
<p>産業建設課職員が随時パトロール実施、町民等からの苦情等に対応している。</p>	<p>建設課職員が随時パトロール実施、町民等からの苦情等に対応している。</p>	<p>建設課職員が随時パトロール実施、町民等からの苦情等に対応している。</p>	<p>建設課職員が随時パトロール実施、村民等からの苦情等に対応している。</p>	<p>市域も広がるため、直ぐに一本化することは難しいと考えられるので、当面現行のとおりとし、速やかに調整する。(合併後1年程度)</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	建設部会
関係項目		分科会	道路維持分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 道路の維持(認定道路・認定外道路・赤道等)及び施設の修繕	・平成14年4月1日現在 認定路線 2,780路線 総延長 約893km 舗装率 約90%程度 そのうち簡易舗装の占める割合が高いため、舗装打ち換えやオーバーレイ並びに側溝修繕、路面等清掃、路肩等草刈り及び街路樹維持管理等あわせて毎年約10キロ前後の維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体処理は、環境事業課の職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員で当事者との示談等を行っている。	・平成14年4月1日現在 認定路線 1251路線 総延長 382km 舗装率 79.14% 管理道路の草刈りや街路樹の剪定、又、道路側溝の補修を計画的に工事及び委託により、発注している。 ・道路上における動物等の死体処理は、建設課の職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員と保険会社等で当事者との示談等を行っている。	・平成14年4月1日現在 認定路線 417路線 総延長 125km 舗装率 72% 町道における管理区分を町と自治会において分別しており、町管理の道路においては、地元自治会又は地域住民の意向をうけて、舗装の改修、側溝改修、草刈り等の維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体処理は、産業建設課職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員で当事者との示談等を行っている。	・平成14年4月1日現在 認定路線 451路線 総延長 約173km 舗装率 約43.66%程度 そのうち簡易舗装の占める割合が高いため、舗装打ち換えやオーバーレイ並びに側溝修繕、路面等清掃、路肩等草刈り及び街路樹維持管理等あわせて毎年維持工事を実施している。草刈りを地元で9件委託している。人夫一人でその町道の草刈りを実施。 ・道路上における動物等の死体処理については建設課職員で対応。 ・道路維持管理不足によって事故等が起こった場合は町村会の賠償責任保険で対応、示談は職員で対応。	・平成14年4月1日現在 認定路線 179路線 総延長 88km 舗装率 78.5% そのうちのほとんどが簡易舗装であり舗装修繕、側溝修繕、路面清掃、路肩草刈り等を維持工事及び委託業務で実施している。 ・道路上における動物等の死体処理については建設課及び住民衛生課で対応。 ・道路維持管理不足によって事故等が起こった場合は町村会の賠償責任保険で対応、示談は建設課職員で対応。	・平成14年4月1日現在 認定路線 910路線 総延長 305km 舗装率 57.6% 現在、町道認定路線の舗装の穴あきの補修、オーバーレイ、側溝修繕、路肩等の草刈り及び樹木の伐採等の維持管理を、工事発注又は業者委託、人材センター委託、原材料支給による地元施工により実施している。 ・道路上における動物等の死体の処理は、建設課職員で対応。 ・道路維持管理不足によって事故等が起こった場合は町村会の賠償責任保険で対応、示談は建設課職員で対応。
4 屋外広告物除去作業	三重県広告物条例に基づく違反(はり紙・はり札・立て看板)の除去	同左	同左	同左	同左	同左
5 交通安全施設の整備	安全かつ円滑な自動車通行の確保や、自転車・歩行者の快適な通行を確保する為 防護柵、道路照明灯、道路反射鏡等の設置 歩道整備 交通安全施設(防護柵・道路反射鏡並びに区画線等)の維持・修繕	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新市に移行後速やかに調整する。(合併後1年程度) 4. 津市の例により調整する。(合併と同時) 5. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
・平成14年4月1日現在 認定路線 253路線 総延長 約66km 舗装率 約86%程度 そのうち簡易舗装の占める割合が高いため、舗装打ち換えやオーバーレイ並びに側溝修繕、路面等清掃、及び路肩等草刈り等あわせて毎年維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体の処理は、産業建設課職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員で示談等を行い、全国町村会損害賠償保険にて対応。	・平成14年4月1日現在 認定路線 1,012路線 総延長 約264km 舗装率 約67%程度 そのうち簡易舗装の占める割合が高いため、舗装打ち換えやオーバーレイ並びに側溝修繕、路面等清掃、路肩等草刈り及び街路樹維持管理等あわせて毎年約1~2キロ前後の維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体の処理は、環境課よりシルバー人材センターへ委託。 ・道路の維持管理不足により事故等が起こった場合は、職員で示談等を行い、全国市町村総合賠償保険にて対応している。	・平成14年4月1日現在 認定路線 1,667路線 総延長 約592km 舗装率 44.9% そのうち簡易舗装の占める割合が高いため、舗装打ち換えやオーバーレイ並びに側溝修繕、路面等清掃、及び路肩等草刈り等あわせて毎年維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体の処理は、環境衛生課職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員で示談等を行い、全国町村会損害賠償保険にて対応。	・平成14年4月1日現在 認定路線 883路線 総延長 約389km 舗装率 48.9% 維持工事を実施している。 ・道路上における動物等の死体の処理は、環境課、建設課職員で対応。 ・道路維持管理不足により事故等が起こった場合、職員で示談等を行い、全国町村会総合損害賠償保険にて対応。	市域も広がるため、直ぐに一本化することは難しいと考えられるので、当面現行のとおりとし、速やかに調整する。(合併後1年程度)
-	-	-	津市に同じ	・新市において屋外広告物事務は、三重県から権限委譲を受ける方向で調整する。(合併と同時)
同左	同左	同左	同左	整備手法については、津市の例を基準に調整する。(合併と同時)